

国立大学法人滋賀医科大学における競争的研究費においてプロジェクト実施のために
雇用される若手研究者の自発的な研究活動の実施に関する要項

令和5年9月29日制定

(目的)

第1条 この要項は、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）において競争的研究費で雇用されている若手研究者（以下「若手研究者」という。）が、競争的研究費で実施するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に従事しながら本学で自発的な研究活動（他の研究資金を獲得して実施する研究活動を含む。）や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）を行う際に必要な事項を定め、若手研究者の独立した自由な研究環境下での活動を推進し、もって本学の学術研究の発展に資することを目的とする。

(対象)

第2条 若手研究者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、第2号の者は、競争的研究費の配分機関の方針等で別に定めがある場合にはこの限りでない。

- (1) プロジェクトからの支出により雇用される者（ただし、プロジェクトの研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）で、自らがプロジェクトからの支出で雇用される場合を除く。）
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を職務に含む者

(要件)

第3条 自発的な研究活動等を行うに際しては、次の要件を全て満たし、若手研究者本人の希望がなければならない。

- (1) 当該プロジェクトの公募要領等において、プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することが可能である旨の記載があること。
- (2) 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると認めること。
- (3) 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると認めること。（ただし、若手研究者が自発的な研究活動等に従事できるエフォートは、当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする。）

(申請)

第4条 自発的な研究活動等の申請は、若手研究者が当該プロジェクトの研究代表者等に活動内容等を相談のうえ、研究代表者等が自発的な研究活動等承認申請書（別記様式第1号）を学長へ申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に対して、自発的な研究活動等の実施の可否を決定する。

3 学長は、前項の結果を速やかに研究代表者等に自発的な研究活動等承認通知書（別記様式第2号）又は自発的な研究活動等不承認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(変更)

第5条 若手研究者が承認された自発的な研究活動等の変更を希望する場合は、研究代表者等に変更内容を相談のうえ、研究代表者等が自発的な研究活動等変更承認申請書（別記様式第4号）を学長へ申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に対して、自発的な研究活動等の変更の可否を決定する。

3 学長は、前項の結果を速やかに研究代表者等に自発的な研究活動等変更承認通知書（別紙様式第5号）又は自発的な研究活動等変更不承認通知書（別紙様式第6号）により通知するものとする。

（報告）

第6条 若手研究者は、自発的な研究活動等の報告を年度ごと及び活動期間終了時に研究代表者等へ行うものとする。

2 研究代表者等は、前項の報告をとりまとめて自発的な研究活動等活動報告書（別記様式第7号）により学長へ提出しなければならない。

（承認の取消）

第7条 学長は、自発的な研究活動等がこの要項に定める要件又は各様式に記載された内容と異なるものと確認した場合は承認を取り消すことができる。

（事務）

第8条 自発的な研究活動等の実施に関する事務は、研究推進課において処理する。

（エフォートの管理）

第9条 自発的な研究活動等に従事する者のエフォートは、研究代表者等の責任により管理するものとする。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、自発的な研究活動等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

部 局 等 名 :

研 究 代 表 者 :

(又は研究分担者)

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者から自発的な研究活動等を行うことの希望があり、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。 ※80%以上とする。)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活 動 名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 (年度ごとに記載)	円 (年度 : 円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活 動 内 容	
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%

- ※1 自発的な研究活動等を希望する者に交付した労働条件通知書の写しを添付すること。
 ※2 若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行うこと。
 ※3 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載すること。

別記様式第2号

年 月 日

研究代表者（又は研究分担者） 殿

国立大学法人滋賀医科大学長

自発的な研究活動等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

別記様式第3号

年 月 日

研究代表者（又は研究分担者） 殿

国立大学法人滋賀医科大学長

自発的な研究活動等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

年 月 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

部 局 等 名 :

研究 代 表 者 :
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等変更承認申請書

年 月 日付けで承認された自発的な研究活動等について、下記のとおり変更することについて、要項に定める要件に照らして問題がないと判断したので申請します。

1. 変更理由

2. 変更後の活動内容

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上とする。)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活 動 名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 (年度ごとに記載)	円 (年度 : 円) ※上記資金からの人件費 (給与・報酬等) の受給はない。
活 動 内 容	
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%

※1 自発的な研究活動等を希望する者に交付した労働条件通知書の写しを添付すること。

※2 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載すること。

別記様式第5号

年 月 日

研究代表者（又は研究分担者） 殿

国立大学法人滋賀医科大学長

自発的な研究活動等変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

別記様式第6号

年 月 日

研究代表者（又は研究分担者） 殿

国立大学法人滋賀医科大学長

自発的な研究活動等変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

部 局 等 名 :

研 究 代 表 者 :

(又は研究分担者)

自発的な研究活動等活動報告書

年 月 日付けで承認された自発的な研究活動等について、下記のとおり活動内容等を報告します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活 動 期 間	年 月 から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上とする。)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活 動 名	
活 動 期 間	
金 額 (年度ごとに記載)	円 (年度 : 円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容・成果 (本プロジェクトとの関連性については後述)	
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%